

平成29年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成29年度11月補正予算等関係)

警察本部

平成29年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 債務負担行為に関する調書		1~2

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第18号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	交通指導課	3~4
議案第24号	専決処分の承認について (1) 運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び懲戒免職処分取消請求事件に係る訴えの提起について(平成29年10月24日専決)	監察課	5

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成28年度鳥取県継続費精算報告書について	会計課	6
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年11月16日専決)	監察課	7
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年11月16日専決)	監察課	8
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年11月16日専決)	監察課	9
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年11月16日専決)	監察課	10
	(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年11月16日専決)	監察課	11

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

## 追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成29年度 安全運転管理者講習委託	千円 11,598		0	平成30年度から 平成31年度まで	11,598				11,598	0
平成29年度 高齢者講習等通知業務委 託	12,972		0	平成30年度から 平成31年度まで	12,972				12,972	0
平成29年度 自動車保管場所現地調査 業務委託	63,980		0	平成30年度から 平成31年度まで	63,980				63,980	0
平成29年度 自動車保管場所データ入力 業務委託	5,901		0	平成30年度	5,901				5,901	0
平成29年度 警備計画図面作成システム 整備事業費	7,274		0	平成30年度	7,274					7,274
平成29年度 警察署等庁舎清掃業務委 託	139,578		0	平成30年度から 平成32年度まで	139,578					139,578
平成29年度 交通総合センター等庁舎清 掃業務委託	3,490		0	平成30年度	3,490					3,490
平成29年度 警察本部自家用電気工作 物保安管理業務委託	4,383		0	平成30年度から 平成32年度まで	4,383					4,383
平成29年度 警察学校等自家用電気工 作物保安管理業務委託	4,773		0	平成30年度から 平成32年度まで	4,773					4,773
平成29年度 運転免許センター昇降機設 備保守点検業務委託	3,156		0	平成30年度から 平成32年度まで	3,156					3,156

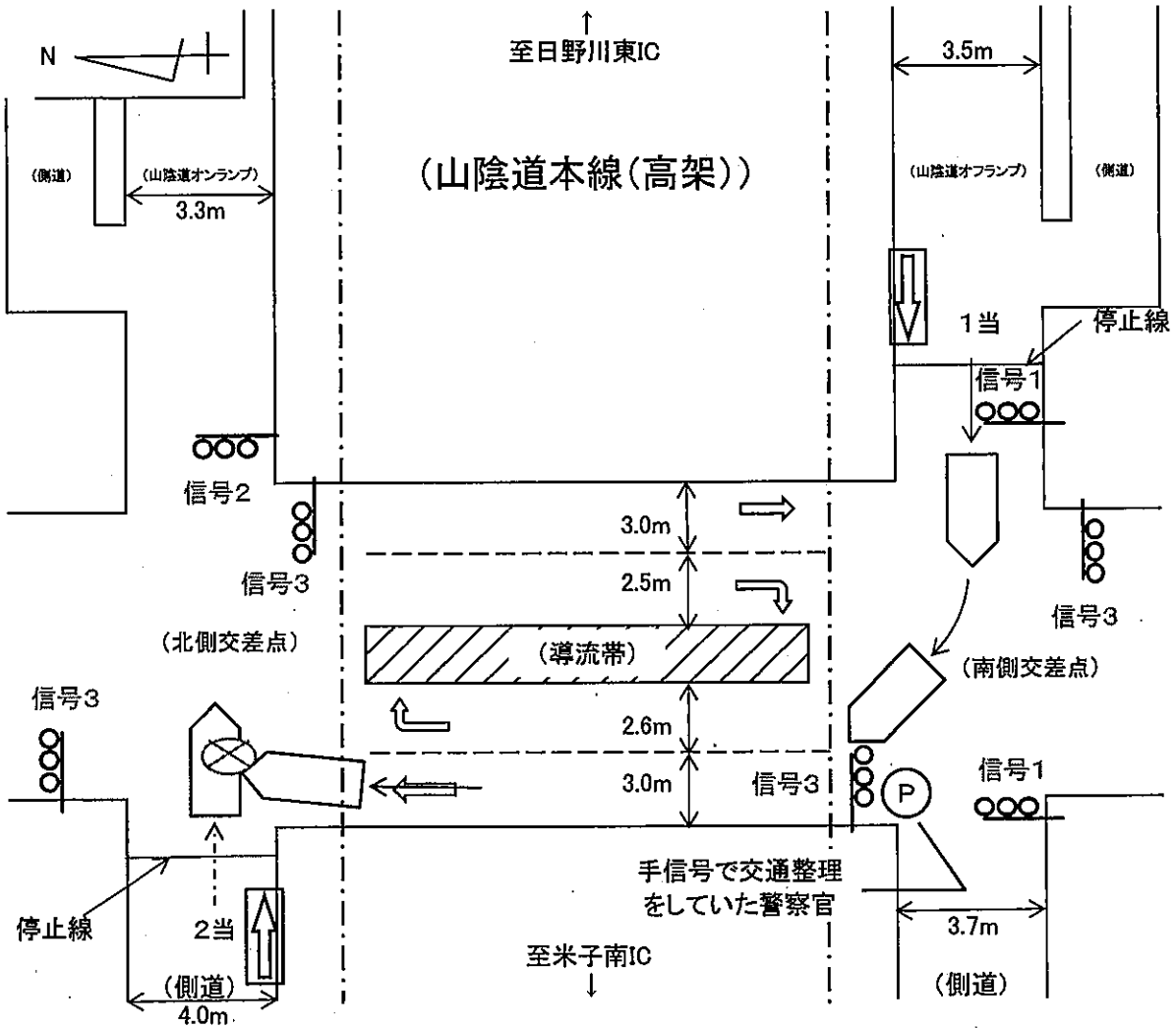
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成29年度 運転免許証更新通知業務 委託	17,112		0	平成30年度から 平成31年度まで	17,112			17,112	0
平成29年度 簿記検定取得等教養業務 委託	1,250		0	平成30年度	1,250	625			625
平成29年度 放置車両確認事務委託	14,954		0	平成30年度から 平成31年度まで	14,954			14,954	0

条 例 名 等	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通整理中の警察官の誘導により発生した事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 西伯郡大山町 個人</p> <p>乙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金417,686円を甲に、892,001円を乙にそれぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成28年12月28日 午前7時25分頃</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>米子市蚊屋地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県米子警察署所属の職員が、交差点において交通整理中、和解の相手方甲が運転する普通乗用自動車に対し対面信号機が赤信号のまま交差点への進入を指示したため、右折出口方向に設置された信号交差点を青信号に従い左方から進行中の和解の相手方乙が運転する小型乗用自動車と交差点内で衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

# 事故現場図



○ 当該交差点は、信号1が青のときは信号2と3は赤、信号2が青のときは信号1と3は赤、信号3が青のときは信号1と2は赤となるが、警察官(P)は同信号サイクルを知らず、信号2を見ずに交通整理をしていたもの。(元々、信号2は警察官の位置から見えない。)

<p>条 例 名 等</p>	<p>専決処分の承認について （1）運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び懲戒免職処分取消請求事件に係る訴えの提起について（平成29年10月24日専決）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 運転免許取消処分取消請求事件、退職手当支給制限処分取消請求事件及び懲戒免職処分取消請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき平成29年10月24日専決処分をしたので、同条第3項の規定により本議会に報告して承認を求めるものである。</p> <p>2 概要 （1）相手方 鳥取市 個人 （2）訴えの趣旨 平成27年（行ウ）第6号運転免許取消処分取消請求事件、平成27年（行ウ）第9号退職手当支給制限処分取消請求事件及び平成28年（行ウ）第10号懲戒免職処分取消請求事件につき、平成29年10月13日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。</p> <p>&lt;参考&gt; 1 処分に至った経緯 鳥取県警察本部の職員であった相手方が、平成27年4月29日午前1時ころ、鳥取市内の路上において、酒気を帯びた状態で軽乗用自動車を運転し、県管理に係る縁石及びデリニエーターに衝突する単独事故を起こしたにもかかわらず、法律に定める事項を直ちに最寄りの警察署等の警察官に報告しなかったもの。</p> <p>2 訴訟内容 （1）運転免許取消処分取消請求事件 平成27年8月12日提訴 鳥取県公安委員会が、平成27年7月16日付けで行った運転免許取消処分の取消を求める。 （2）退職手当支給制限処分取消請求事件 平成27年12月2日提訴 鳥取県警察本部長が、平成27年6月5日付けで行った退職手当支給制限処分の取消を求める。 （3）懲戒免職処分取消請求事件 平成28年12月21日提訴 鳥取県警察本部長が、平成27年6月5日付けで行った懲戒免職処分の取消を求める。</p> <p>3 判決内容（鳥取地方裁判所） 運転免許取消処分、退職手当支給制限処分及び懲戒免職処分を取り消す。</p> <p>4 控訴理由 原判決には事実の認定に誤りがあるため、控訴を提起する。</p>

平成28年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画内訳				実績				比較				
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源
					国庫支出金	特定財源			国庫支出金	特定財源			一般財源			
						地方債	その他			地方債	その他			地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
		八移	27	570,639,000	21,799,000	548,000,000	840,000	546,701,400	14,986,000	531,000,000	715,400	23,937,600	6,813,000	17,000,000		124,600
		橋転														
		警整	28	861,812,000	250,690,000	610,000,000	1,122,000	868,003,560	257,503,000	606,000,000	4,500,560	6,191,560	6,813,000	4,000,000		3,378,560
		察備														
		署事														
		庁業	計	1,432,451,000	272,489,000	1,158,000,000	1,962,000	1,414,704,960	272,489,000	1,137,000,000	5,215,960	17,746,040		21,000,000		3,253,960
		舎運	27	557,910,000		549,000,000	8,910,000	484,183,280		484,000,000	183,280	73,726,720		65,000,000		8,726,720
		免転														
		許七	28	129,713,000		129,000,000	713,000	198,439,360		179,000,000	19,439,360	68,726,360	△50,000,000	△50,000,000		18,726,360
		タ業	計	687,623,000		678,000,000	9,623,000	682,622,640		663,000,000	19,622,640	5,000,360	15,000,000	15,000,000		9,999,640
		1費														
9		警察費														
		1費														



件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成29年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  甲 国  乙 西日本電信電話株式会社鳥取支店 支店長 高須 幸敏</p> <p>(2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金64,925円を甲に、8,011円を乙にそれぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成28年8月17日 午前0時40分頃  イ 事故発生場所  鳥取市吉成地内  ウ 事故の状況  鳥取県鳥取警察署所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、運転操作を誤り、和解の相手方甲が設置するガードパイプ及び和解の相手方乙が設置する電柱標識板に衝突し、同ガードパイプ及び同電柱標識版を破損させたものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・ 損害賠償額 72,936円（ガードパイプ64,925円、電柱標識版8,011円）  うち、保険支払額42,936円、県費支出額30,000円（免責額3万円）  ・ 県側車両損害額 819,288円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成29年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  甲 日野郡日野町 個人  乙 日野郡日野町 個人  丙 日野郡日野町 個人  丁 日野郡日野町 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金1,644,720円を甲に支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金498,808円を乙に、103,443円を丙に、45,840円を丁に、それぞれ支払うものとする。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成28年12月18日 午前9時53分頃  イ 事故発生場所  日野郡日野町下黒坂地内  ウ 事故の状況  鳥取県黒坂警察署所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、路面凍結のためスリップし対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、乙及び当該軽乗用自動車に同乗の和解の相手方丙及び丁が負傷したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・ 損害賠償額総額 2,292,811円  物損損害賠償額 1,644,720円  うち、保険支払額1,000,000円、県費支出額644,720円  人身損害賠償額 648,091円  うち、保険支払額 648,091円、県費支出額0円  ・ 県側車両損害額 0円（廃車）</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成29年11月16日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  鳥取市 個人                  (2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金145,065円を支払うものとする。                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成29年4月17日 午後5時42分頃                  イ 事故発生場所                  倉吉市河北町地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県警察本部警務部警務課所属の職員が、警務用務のため普通乗用自動車を運転中、転回のため交差点内で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額 145,065円                      うち、保険支払額115,065円、県費支出額30,000円(免責額3万円)</li> <li>・ 県側車両損害額 0円(修理不要)</li> </ul>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について          (平成29年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要          (1) 和解の相手方          米子市 個人          (2) 和解の要旨          県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金589,054円を支払うものとする。          (3) 事故の概要          ア 事故発生日          平成29年6月5日 午前10時35分頃          イ 事故発生場所          米子市東福原六丁目地内          ウ 事故の状況          鳥取県警察本部交通部交通指導課所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車(交通事故捜査車)を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;          ・ 損害賠償額 589,054円          うち、保険支払額559,054円、県費支出額30,000円(免責額3万円)          ・ 県側車両損害額 38,930円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成29年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  倉吉市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金97,200円を支払うものとする  こと。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成29年6月25日 午後0時10分頃  イ 事故発生場所  倉吉市関金町大鳥居地内  ウ 事故の状況  鳥取県倉吉警察署所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、道路が狭隘であったことから後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方所有の手すりに衝突し、同手すりを破損させたものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・ 損害賠償額 97,200円  うち、保険支払額67,200円、県費支出額30,000円(免責額3万円)  ・ 県側車両損害額 79,000円</p>

